

—— 「ホミック通信」は編集者の気分まかせで、不定期に発行いたします ——

ホミック通信

Vol.28

秋刀魚苦いか塩っぱいか号

2018.10

発行／〒541-0041 大阪市中央区北浜二丁目5番13号 北浜平和ビル9階 ホミック司法事務所 編集／梶田美穂
Tel 06-6202-1939 Fax 06-6202-7001 <http://www.homik.com> E-mail:info@homik.com

今年は秋刀魚が豊漁だそうです。

旬のものは、美味しい上に買いやすい価格。せっせと食べたいものです。

昨今、大きな自然災害のニュースが相次いでいます。

9月4日の台風は、自宅のリビングからサッシ越しに外をみているだけで、気分が悪くなるような暴風でした。

風の音だけで、あれほど恐怖を感じるとは思いませんでした。

大阪市内のあちこちで、大きな樹が、文字通り根こそぎ倒れて未だ片づけられておらず、混乱のほどを物語っています。

日本に限らず、世界の各地で多くの方が、親しい人や安心できる家を失っておられます。

一日も早く平安が訪れることを祈るばかりです。

■ 法と正義

木村拓哉・二宮和也ダブル主演の映画「検察側の罪人」の原作を文庫本で読みました。同じ日に、アガサ・クリスティーの代表作で、ケネス・ブラナーがリメイクした「オリエント急行殺人事件」の映画を観ました。

いずれも、法を執行するだけでは正義は全うされない、という人間のジレンマが主題になっています。法の遵守を率先すべき司法書士として、法に依るのではなく、自分の判断で制裁を行うことを是認はできません、が、あまりに酷い事件の関係者が、復讐しないではいけないという感情は理解できます。しかし、それで気持ちが晴れ晴れとするわけではない、ということも伝わってきます。

「検察側の罪人」は検察庁の内部のことが綿密に書かれていて、警察の捜査との連動など、なるほどこんな具合なのか、という点でも興味深かったです。容疑者の自白を得るための心理戦の描写なども真に迫っていたし、弁護士業界の内幕も隣接職種として頷ける箇所がありました。

面白かったです。

■ 空き家の管理

成年後見人等として、空き家を管理することがしばしばあります。

仲間うちの勉強会での結論は、「空き家は、誰かが住む可能性がなければ、早期に手放すのが良し。管理コストがなくなるし、空き家を所有しているリスクもなくなるから」なのですが、いざとなれば、なかなかそうも行きません。手間暇がかかるので簡単ではないし、親族(特に将来の相続人)の意向も無視するわけにはいかないし、というところ です。

しかし、先日の台風で、「アンテナが落ちて隣の家に引っかかっている」とか、「塀が崩れて道側に落ちている」とか、「マンションのベランダの残置物が飛び散った」とか、近所の方から対応を求められた例をたくさん聞きました。

ある司法書士は、暴風雨の中、誰も住まないマンションのベランダを片づけに行ったそうです。そうした実例を見聞きすると、やはり勉強会での結論が正しかった、と思います。

■ 憲法改正？

安倍晋三総理大臣の続投が決まりました。

慌ただしい世の中では落ち着かないし、長期政権が必ずしも悪いとは思いませんが、何となくきな臭さを感じてしまいます。自信を得た安倍総理は、改憲論議を活発化してスケジュールに載せようとするのでしょうか。

国民1人1人が、どんな憲法を持ちたいか、本当に考えないと。色んな考え方に触れて、自分の考えを作っていくかないと。

自分自身に問いかけてます。チコちゃんに叱られないように！

北 浜 ラ ショ ン チ 事 情

大阪証券取引所から東へ少し進んだあたり、昨年末にオープンした『ビストロ サ マッシュ』。

青いオーニングがかかるエントランスを入ると白い壁に木の家具が映える空間が。こじんまりとした店内はカウンターとテーブル席を合わせても二十席くらいで、お隣との距離も気にならないゆったりとしたお店です。平日限定のワンプレートランチは肉と魚の二種類から選びます。先にやって来たのは季節のスープ。今日はニンジンのポタージュで上にオリーブオイルの泡が乗っていて優しい味がしました。

ワンプレートにはメインに選んだ魚とベビーリーフのサラダ、オードブル三品とライ麦のパン。ビストロの料理がお箸で食べられるというのはランチならではの気楽さでしょうか。量は女性にはちょうどいい感じで、味付けも濃くなく食べやすかったです。オードブルを味わいつつカウンター上に掲げられた一品メニューを眺め、ワイングラスを傾ける自分の姿を想像しました。(つづく)

司法書士の仕事

- 不動産登記
 - 商業・法人登記
 - 裁判
 - 成年後見
- 相続・売買・贈与など
 - 設立・役員変更など
 - 訴訟・調停・和解・破産など
 - 任意後見契約・遺言・死後事務など